

各務原市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス
事業所のサービス提供に関する指針

(平成31年2月19日決裁)

1 目的

この指針は、各務原市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(平成18年3月29日規則第44号)第3条の運用に関する基準を明示することにより、各務原市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス(以下「地域密着型サービス」という。)を利用者に対し公平かつ円滑に提供することを目的とする。

2 地域密着型サービスの提供対象者

地域密着型サービスの提供対象者は、同規則第3条第1項の条件を満たす以下の者とする。

- (1) 住民となった日から90日以上経過した者
- (2) 当該サービスの提供について市長の同意を得た者

3 住民となった日から90日以上経過していない者への対応

地域密着型サービス事業所は、地域密着型サービスの利用の申し出を受けたときにその利用対象者が住民となった日から90日以上経過していることを確認し、90日を経過していないときは地域密着型サービス以外の介護保険サービスの利用を促すこと。

その上でなお地域密着型サービスを提供するときは、事前に各務原市に協議をおこない、市長の同意を得た上で提供すること。

4 地域密着型サービスの提供に係る市長の同意を得る基準

各務原市は、地域密着型サービス事業所から地域密着型サービスの提供について市長の同意を要する者についての協議があった場合、原則次の基準を満たす者について同意する。

- (1) 家族や同居者による虐待等を受けている者

- (2) 居住地に住民登録ができない、又は住民登録を継続できない者
〔例〕 行旅人などで住所不定の者、長期入院により従前市町村で住んでいた賃貸住宅の契約を解除された者等
- (3) 各務原市内の有料老人ホーム等に入居しており、当該施設へ住民登録を異動した者（住所地特例対象者）で、市内に所在する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所又は地域密着型介護老人福祉施設に入居せざるを得なくなった者
- (4) 2親等以内の親族が1年以上前から現在まで継続的に各務原市に住民票を置き、かつその親族の主体的な日常生活上の世話や諸手続きを今後も継続的に受ける者（ただし、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護事業所におけるサービスの提供に限る）
- (5) その他地域密着型サービスの利用以外では対応困難な合理的な理由が認められる者

5 地域密着型サービスの提供に係る市長の同意を得る手続き

住民となった日から90日以上経過していない者に地域密着型サービスを提供しようとする地域密着型サービス事業者は、様式1-1にて各務原市に協議を依頼すること。但し前項(4)を理由に協議を依頼するときは様式1-2を使用し、条件を満たす親族の自署を得た上で協議を依頼すること。

各務原市は、協議の依頼を受理したのち速やかに審査し、協議結果を協議依頼者に通知すること。

附 則

この指針は、平成31年2月19日から施行する。

附 則

この指針は、令和7年4月1日から施行する。